



知的財産権・産業財産権って？

知的財産権とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、創作者の財産として、一定の期間保護する権利です。

特許庁ではこれら4つの産業財産権を所管しています。



特許権

技術開発によって生まれた「発明」
・エンジン
・エアバッグ

実用新案権

物品の形状や構造に関する「考案」
・チャイルドシート

商標権

商品、サービスの「マークや名前」
・自動車の名前
・自動車のマーク

意匠権

物品の「デザイン」
・車体
・タイヤのアルミホイール



などの著作権は文化庁の所管です。

産業財産権の活用例

1924年 自動織機 特許第65156号



豊田佐吉



1929年 英国の企業に100万円で権利譲渡 (現在の価値は数億円)

自動車産業スタート



産業の発達に寄与する



特許庁見学マップ



写真撮影が可能なところ

6階 商標審査



権利取得には、商品もしくはサービスとマークの組合せが必要です。

5階 審判廷



審判の口頭審理を行います。

1階 特許審査



権利取得には、新規性と進歩性を満たす必要があります。

1階 高橋是清像



約130年前、日本の特許制度が始まりました。その基礎を築き初代長官に就任したのが高橋是清です。その後蔵相及び内閣総理大臣を歴任した是清像が皆様をお迎えます。



1階 スタンプコーナー



地階には食堂と売店もあるよ

●クイズの答え

Q1②高橋是清 Q2③著作権 Q3③審査官 Q4③商標権 Q5②産業を発展させる

経済産業省



特許庁

全職員約2800名のうち
審査官は1900名
審判官は400名
事務系は500名です。
※2017年の概数

2階 公報閲覧室



審査官と同等端末で公開公報を検索します。

1階 十大発明家の展示



日本の特許制度100周年を記念して選定された歴史的な発明家です。